

子ども医療費助成制度の改正に係るお願い

1 事務の手引の変更点及び該当ページについて

令和6年4月診療分からの浜松市子ども医療費助成制度改正による変更点を反映
乳幼児の通院（時間外は除く）における保険診療分の自己負担がなくなること
を反映しました。

…P1, 2

今回送付した手引をふまえて医療費請求をしていただきますようお願いいたします。

2 小・中学生、高校生世代の償還払いの対応について

これまで小・中学生、高校生世代が受給者証を忘れた、紛失した等の理由で医療
機関において助成が受けられなかった場合、払い戻しの対象外としていましたが、
令和6年4月診療分からは、乳幼児同様、自己都合によるものでも払い戻しの対象
とします。なお、時間外はこれまでどおり助成対象外です。

3 感染症公費の取扱いについて

子ども医療費請求に関して、感染症公費に該当する場合は子ども医療を使用する
ことはできません。（市民が後日市へ償還申請することで自己負担0円になります）

コロナ治療薬等、感染症公費に該当する薬についても、子ども医療を使用するこ
とはできません。一旦自己負担していただき（コロナ治療薬の場合9000円、乳幼児
の場合は6000円）、市民が後日市へ償還申請することで自己負担0円になります。

感染症公費分と同時に子ども医療分の受診もあった場合、感染症公費分と子ども
医療分のレセプトを分けることができる場合は、請求を分けて子ども医療分のみ請
求していただきますようお願いいたします。請求を分けることができない場合は子
ども医療を使用することはできません。

4 限度額適用認定証と子ども医療受給者証の併用について

限度額適用認定証と子ども医療受給者証の併用はできません。子ども医療を使用
する場合は、限度額適用認定証を使用できない旨をご案内ください。